

マイナンバー 社会保障・税番号制度

が始まります！



愛称：マイナちゃん

入門編

平成27年11月 内閣府

マイナンバーとは・・・



平成27年10月から、日本国内の全住民に通知される、一人ひとり異なる12桁の番号のこと

その使い道は・・・

マイナンバーが必要な場面とは・・・



平成28年1月以降、住民の皆さんの
年金、医療、介護、生活保護、児童手当などの
→**社会保障関係の手続**

注) 日本年金機構におけるマイナンバーの利用、情報連携の開始時期を一定期間延期するための法改正あり。

税務署等に提出する書類への記載など
→**税務関係の手続**

被災者生活再建支援金の支給など
→**災害対策に関する手続**

役所関係の事務で必要となる大切なものです。

マイナンバーで 何ができるの？

社会保障？

税？

災害対策？



マイナンバーで 何ができるの？

役所にある住民情報を
より正確かつ効率的に
活用できるようになるんだよ。



例えば、税務情報の名寄せや突合で
より正確な所得把握ができるように
なり・・・

○社会保険料や税に関し、公平な給付と負担の実現が図られる

○真に社会保障を必要とする方に積極的に手を差し伸べる

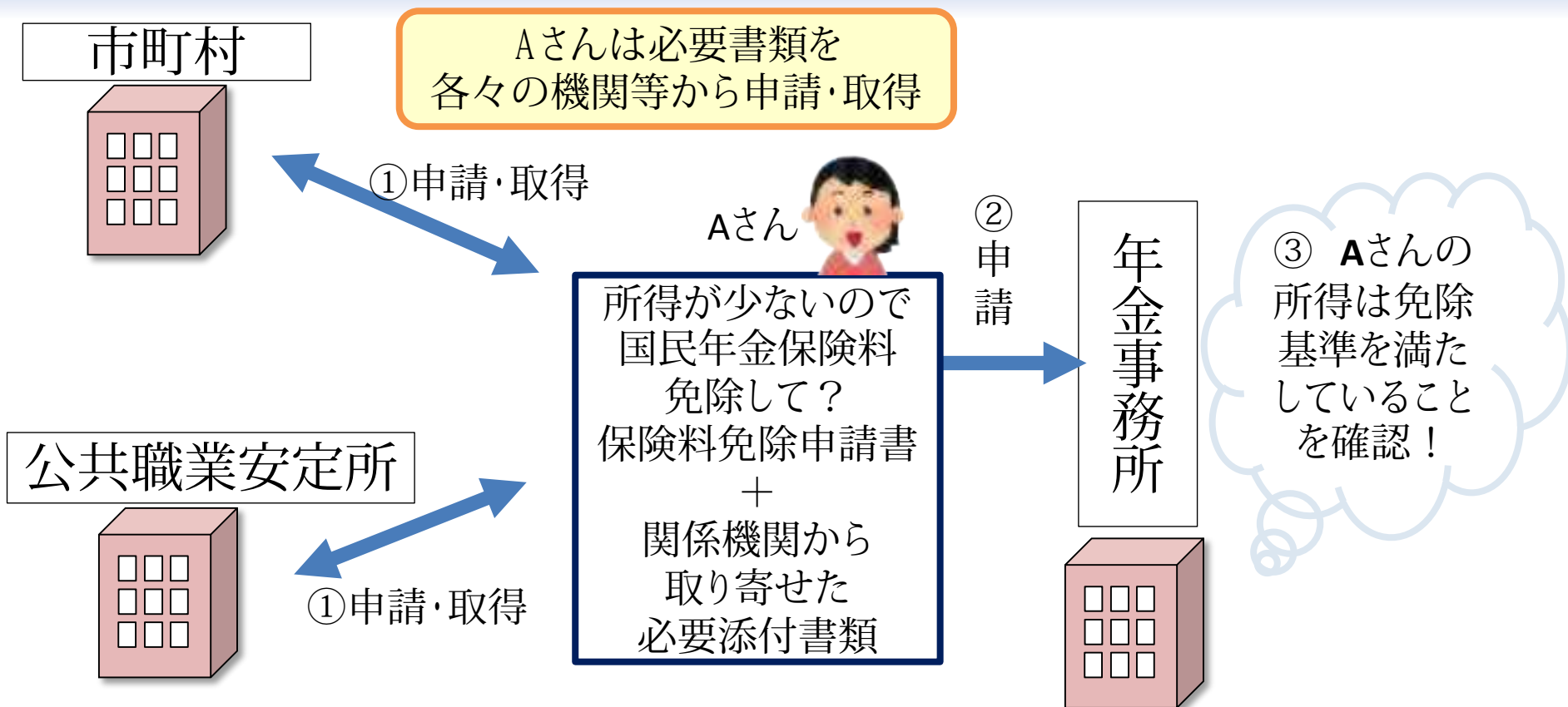
また、

○被災者台帳の整備などに活用して災害対策にも役立つ

役所の業務改革が進み、住民サービス向上の期待も！

たとえば！

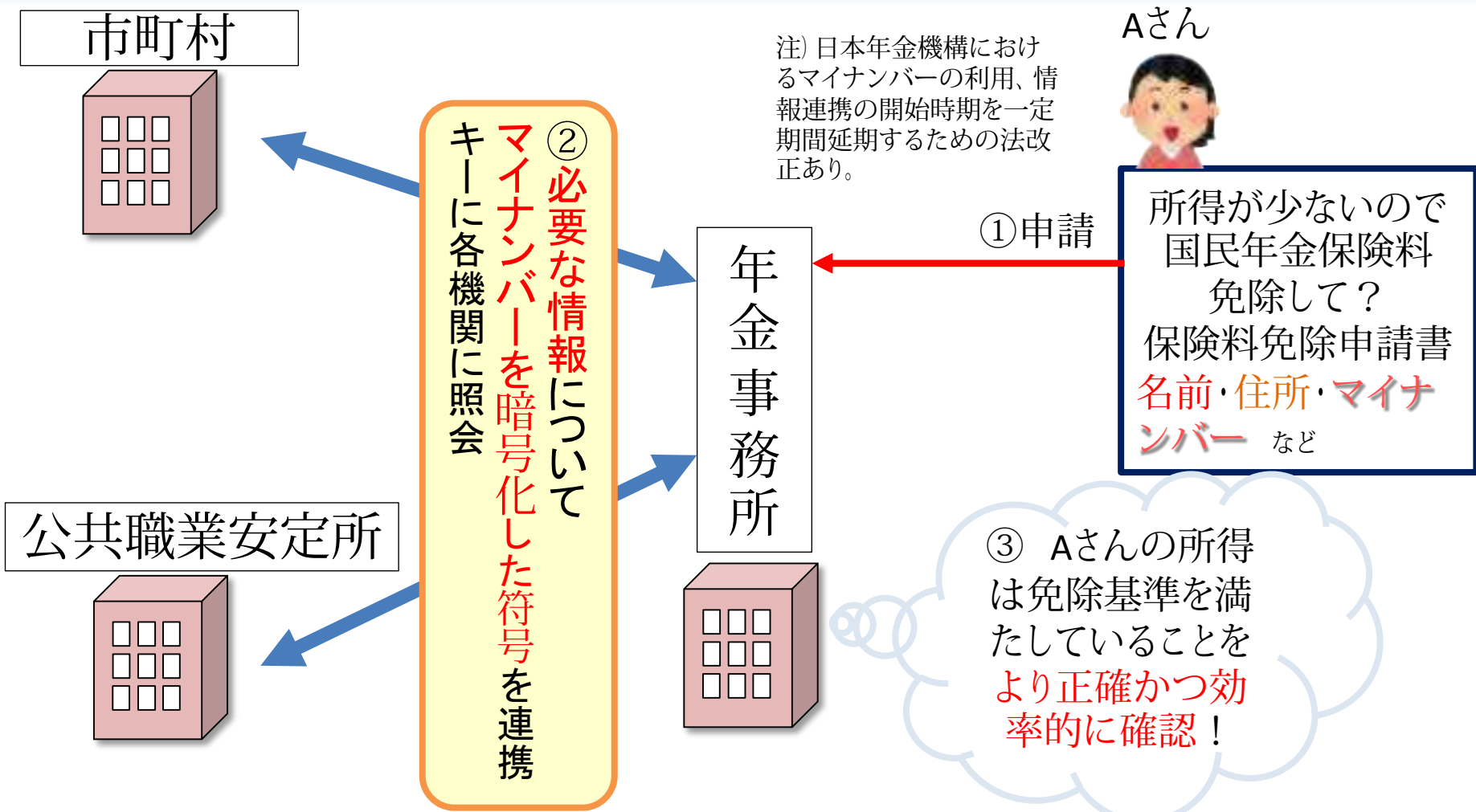
役所の事務（現在）



突き合わせがうまくいかないと、行政事務の非効率化を招きます

でも、**名前**や**住所**って変わりますよね？

役所の事務 (マイナンバー導入後)



名前や住所が
変わっても、

マイナンバーは原則、変わりません！